

佐久市国民宿舎もちづき荘再整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐久市国民宿舎もちづき荘(以下「もちづき荘」という。)の再整備に関し必要な事項について意見を聴取するため、佐久市国民宿舎もちづき荘再整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について研究及び検討を行い、意見を述べる。

(1)もちづき荘の再整備に関する事項

(2)前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)春日温泉観光協力会の代表者又は会員

(2)望月地域の住民の代表者

(3)識見を有する者

(4)前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済部観光課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。